

令和 7 (2025) 年度

名寄市立大学 自己点検・評価報告書

名寄市立大学

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

目 次

I 概 要	1
-------	---

II 理念, 目的, 教育の目標	4
------------------	---

III 法令適合性の保証に関する自己点検・評価	5
-------------------------	---

1(イ) 教育研究上の基本となる組織に関すること	5
2(ロ) 教育研究実施組織に関すること	6
3(ハ) 教育課程に関すること	7
4(ニ) 施設および設備に関すること	8
5(ホ) 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	8
6(ヘ) 卒業の認定に関する方針, 教育課程の編成および実施に関する 方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること	9
7(ト) 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	9
8(チ) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	10
9(リ) 財務に関すること	11
10(ヌ) 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	12

IV 法令適合性の保証に関する自己点検・評価の総括	12
---------------------------	----

資料 自己点検・評価ルーブリック	
------------------	--

I 概要

1 大学名等

名寄市立大学 Nayoro City University

設置形態 : 公立大学

設置者 : 名寄市

2 所在地

住所 : 〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1番地

電話 : (01654)2-4194 (代表)

ファクシミリ : (01654)3-3354 (事務局)

電子メール : kanri@nayoro.ac.jp

3 学部等の構成 ※ 令和7(2025)年5月1日現在

1) 保健福祉学部 Faculty of Health and Welfare Science

栄養学科 Department of Nutritional Sciences

看護学科 Department of Nursing

社会福祉学科 Department of Social Welfare

社会保育学科 Department of Early Childhood Care and Education

教養教育部 General Education Section

2) 名寄市立大学図書館

3) 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター

4 設置の趣旨と沿革

名寄市立大学の前身は「道北の地に大学教育を」という地域の願いにより昭和35(1960)年に名寄市が設置した名寄女子短期大学である。当時、女性の高等教育はほぼ道央圏に限られていたなかで、道北地域の女性が高等教育を受ける機会の確保、地域住民の衣食住の諸問題への対処、さらには学術的、文化的拠点としての期待が名寄女子短期大学にはこめられていた。開学以来、寒冷、過疎化や高齢化という道北地域の実情に沿うべく、職業や実生活に必要な能力を涵養する教育を実践、平成18(2006)年には四年制大学へ発展的改組を行い、現在はケア専門職を養成する1学部4学科を有する。卒業生は前身の名寄女子短期大学から数えて約9,600人にのぼる。

沿革

昭和 35(1960)年 4月	名寄女子短期大学開学 家政科設置
昭和 56(1981)年 4月	家政科に栄養・家政専攻課程設置
昭和 59(1984)年 4月	家政科に児童専攻課程設置
平成 2(1990)年 4月	市立名寄短期大学に名称変更 生活科学科に名称変更 男女共学化
平成 6(1994)年 4月	看護学科設置
平成 18(2006)年 4月	名寄市立大学開学 保健福祉学部 栄養学科, 看護学科, 社会福祉学科設置
平成 20(2008)年 4月	市立名寄短期大学を名寄市立大学短期大学部に名称変更
平成 28(2016)年 4月	名寄市立大学 保健福祉学部 to 社会保育学科を設置

5 学生数・教職員数

1) 学生数 777 名 ※ 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

区 分		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員に対する割合 (%)
保健福祉学部	栄養学科	40	45	160	171	106.8
	看護学科	50	58	200	226	113.0
	社会福祉学科	50	59	200	203	101.5
	社会保育学科	50	39	200	177	88.5
	計	190	201	760	777	102.2

2) 専任教員数 80 名 ※ 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

区 分		教授	准教授	講師	助教	助手	計
保健福祉学部	栄養学科	8	3	2	4	2	19
	看護学科	6	1	5	7	3	22
	社会福祉学科	4	5	5	2	0	16
	社会保育学科	5	5	5	0	0	15
	教養教育部	5	2	1	0	0	8
	計	28	16	13	13	5	80

3) 職員数 47 名 (うち会計年度任用職員 24 名) ※ 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

部課名	課名	係名	職員数	(兼務)	会計年度任用職員	計
事務局長			1			1
総務課	課長		1			10(3)
	主幹			(1)		
		総務係	4		5	
		図書係		(2)		
教務課	課長		1			14(0)
	主幹	教務係	5		3	
		広報入試係	3		1	
		情報担当	1			
学生課	課長		1			11(2)
	主幹		1			
		学生係	3	(1)	4	
		就職係		(1)	2	
コミュニティ教育研究センター	参事		1			2
		事務局			1	
図書館	副館長		1			9(2)
		司書係		(2)	8	

6 本学の特徴

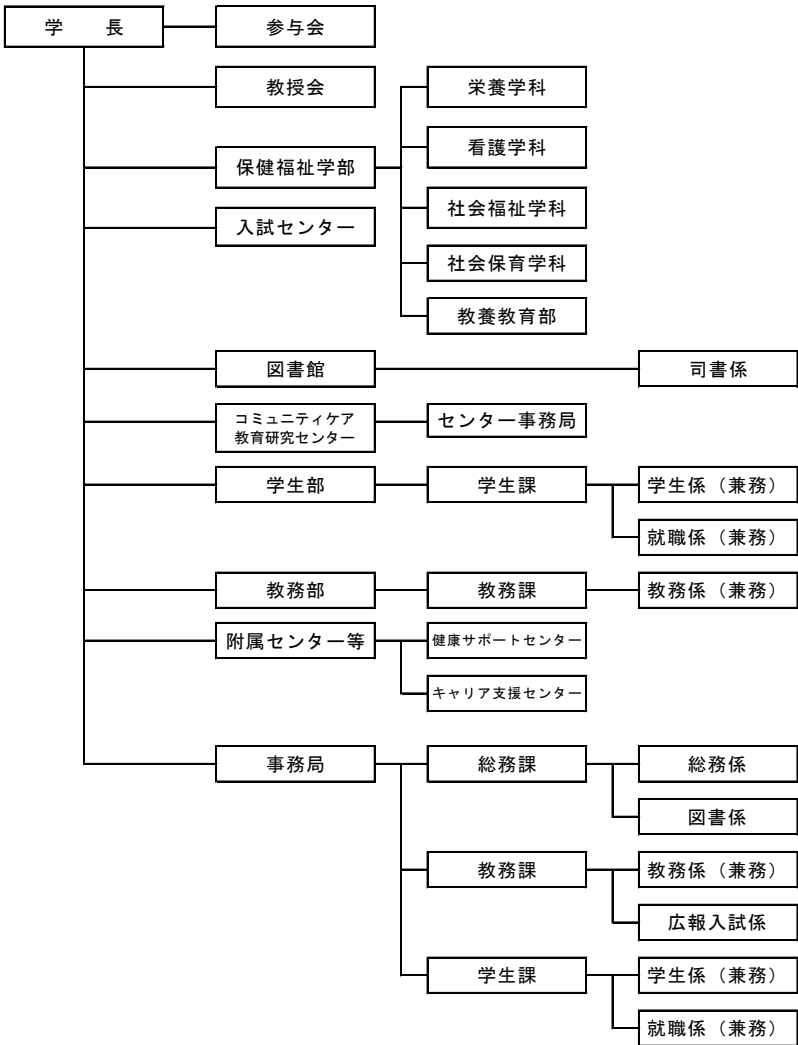
本学は、前身である名寄女子短期大学開学以来、道北地域に高等教育を望む地域住民の強い思いに支えられ、高い実践能力を有する保健・医療・福祉および保育、教育の分野に従事するケア専門職を育成してきた。輩出した卒業生の多くは、道内においてケア専門職として活躍している。人口減少、人口構造の変化、地域経済の衰退が進むなかであっても、地域住民に支えられ、小規模ながらも地域に密着した教育研究活動を継続してきた「小さくてもきらりと光る大学」である。

保健福祉学部は、栄養学科，看護学科，社会福祉学科，社会保育学科の4つの学位プログラムを有し，いずれも保健・医療・福祉および保育，教育分野のケア専門職を養成している。各学科1学年定員は50名（栄養学科は40名）とし，学修進度に応じたきめ細やかな少人数教育を実践している。各学科の専門性に共通して求められる，自ら考え，主体的に学ぶ汎用的技能の修得を目指して，教養教育部を置いている。さらに，専門性を超えた連携と協働のもと活動し得るケア専門職を育成するため，地域課題の認識と解決に取り組むなかで連携と協働のスキルを修得する連携教育を実践している。地域社会を教育的に活用し，地域をフィールドとした教育研究活動を実践しており，教育，研究，地域貢献・地域交流活動における地域と大学の橋渡し拠点としてコミュニティケア教育研究センターを設置している。

7 大学組織図

学校教育法（昭和22年法律第26号）第96条および学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に則し，「名寄市立大学条例」（平成18年名寄市条例第83号）第5条の規定に基づき，本学の組織について必要な事項を「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」に定めている。

名寄市立大学組織図 ※ 令和7(2025)年5月1日現在



Ⅱ 理念，目的，教育の目標

名寄市立大学は、理念，目的，教育の目標を以下のとおり定めている。これらは、大学案内、履修 GUIDE 等に記載し、本学学生、入学志願者および学費負担者等に周知しているとともに、公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

Ⅰ 理念

名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。

2 目的

本学は、「教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学および保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」と学則第 1 条に規定している。なお、公式ホームページ等での公表においては、よりわかりやすい表現となるよう努め、以下のように示している。

- 1) 名寄市立大学は、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成する。
- 2) 名寄市立大学は、地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって地域の新しい未来をひらく。

3 教育の目標

- 1) 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。
- 2) 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む。
- 3) 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。
- 4) 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む。
- 5) 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む。

Ⅲ 法令適合性の保証に関する点検・評価

Ⅰ (イ) 教育研究上の基本となる組織に関すること

1) 学部・学科ごとに、教育研究上の目的を学則等に定めている

本学は、「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」ことを理念とし、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学および保育学に関する高度な知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の推進に寄与することを目的としている。この目的は、学則（第Ⅰ章総則(目的)第Ⅰ条)に定めており、公式ホームページ等において学内外に公表している。また、学則に定めた目的をわかりやすく伝えるため、公式ホームページ等では、平易な表現による説明を掲載している。

一方、学部・学科の教育研究上の目的については、これまで学則等に明示していなかったことから、大学設置基準第2条の趣旨を踏まえ、内部質保証の取組の一環として教育研究組織の在り方を検証した。その結果、学部および学科の教育研究上の目的を明確化する必要があると判断し、令和7(2025)年度11月教授会において学部および学科等の目的に関する規程整備および学則改正を決定した。現在は、学則および関係規程において教育研究上の目的を明確に定めるとともに、公式ホームページにおいて公表している。これは、内部質保証の観点から重要な改善であった。

2) 学部・学科は、教育研究上の目的に即して構成されている

本学は、学則等に定めた教育研究上の目的を実現するため、保健福祉学部のもとに栄養学科・看護学科・社会福祉学科・社会保育学科の4学科を置いている。また、4学科に共通する教養教育を担う組織として教養教育部を置いている。学部および学科の名称は、本学の理念・目的、教育の目標および各学位プログラムの教育課程を端的に表現しており、教育研究上の目的に即した組織構成となっている。本学の教育研究組織は、教育研究上の目的に即して適切に構成されていると評価できる。

3) 学部・学科は、教育研究上の目的に即して適正な収容定員である

入学定員は、栄養学科は1学年40人(160人/4学年)、その他の学科は1学年50人(200人/4学年)である。本学は、専門職養成を目的として教育を行っており、実習や演習を重視した少人数教育を基本としている。これらの教育方法を踏まえて、実習・実験では3～4名、演習では5～6名のグループで実施可能な収容定員を設定しており、教育研究上の目的に即して適切な規模となっている。

4) 学部・学科は、教育にふさわしい環境確保が可能な在籍者数である

各学科の教員1人あたりの学生数(令和7(2025)年5月1日現在)は、栄養学科10.1、看護学科11.9、社会福祉学科12.7、社会保育学科11.8である。本学は「少人数教育」を教育の特色としており、教員と学生との密接な関係のもとで教育を実施している。現在の在籍者数は、教育研究環境を確保したうえで教育を実施することが可能な規模となっている。しかしながら、一部学科学年では在籍者数に20%程度の過不足がみられ、教員1人当あたりの学生数が基準値を上回る学科もあることから、戦略的な学生確保とともに教育環境の確保が課題である。

5) 教育研究上の目的に即した組織であることを点検・評価している

令和6(2024)年度に内部質保証体制の見直しを行い、「内部質保証の方針」「内部質保証PDCAスケジュール」を策定し、教育研究活動の点検・評価体制を整備した。令和7(2025)年度にお

いては、機関別認証評価受審を契機として、学部および学科の教育研究上の目的を学則および関係規程に明確化するための学則改正・規程整備を行った。今後は、内部質保証の方針に基づき、内部質保証体制のもとで、学部・学科の目的を踏まえた教育研究組織の適切性について継続的に検証を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2 (ロ) 教育研究実施組織に関すること

1) 教育研究上の目的を達成するため、学部・各学科に必要な教員を置いている

本学では、各学科の教育研究上の目的および教育課程に基づき教員を配置している。教員数については大学設置基準および各学科で養成する資格等に係る指定規則等を遵守するように配置している。しかしながら、令和7(2025)年度において、社会福祉学科の教授数が大学設置基準を満たしていない状況が生じた。令和8(2026)年4月、2名の教授昇任により、現在は基準を満たしている。教員の職階構成・年齢構成において、ばらつきもみられたことから、計画的な採用・昇任人事が必要であると判断し、令和7(2025)年度に学科長等会議において各学科等の教員編制方針を見直し、教授会で確認した。現在は、新たな教員編制方針に基づき、中長期的な人事計画の策定に着手している。

2) 教育研究上の目的を達成するため、必要な職員を置いている

本学は、名寄市が直営する公立大学であり、職員として市職員が配置されている。3年を目途とした異動があることから、業務マニュアルの整備、複数担当制等により業務の専門性・継続性を担保している。令和6(2024)年度より、計画的なSD研修を実施しており、令和7(2025)年度は、高等教育有識者を講師として2回の研修を実施した。令和9(2027)年4月には、公立大学法人への移行を予定しており、事務局組織体制および職員体制について検討を進めている。

3) 教員および職員は責任の所在が明確であり、適切な役割分担のもとで協働している。

本学の教育研究活動において必要な学内委員会およびセンター等を置き、各学内委員会等については規程に名称の他、所管事項、組織、委員長等を定めている。学内委員会等を所管する部局長および事務部局を定め、教員および事務職員が協力して業務計画の立案、実施、評価、改善を行っている。役割分担および責任の所在をより明確にする必要があると判断し、令和7(2025)年度に「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」の改正を教授会で決定した。また、国際交流センターについては所管する事務局が明確になっていなかったことから、改善が必要であると判断し、令和7(2025)年度よりコミュニティケア教育研究センターとの発展的な統合を図り、国際交流に関する教職員の役割と責任の所在を明確化した。

4) 教員および職員は、教育研究その他大学運営に関する能力・資質の向上に努めている。

FD・SD委員会においては、令和5(2023)年度よりFD・SD活動に関する年度計画を策定し、それに基づいた研修を開催している。令和7(2025)年度は、各学科等におけるFD研修を促進することを活動方針として定め、各学科等の課題に応じた研修等を開催した。

5) 各学位プログラムにおける主要授業科目は、専任教員が担当している

本学では、各学科の専門教育科目における必修科目を主要な授業科目と位置づけている。専任教員の担当率は、70～80%である。専門職養成教育では、多様な専門性を有する教員が必要となり、教育の質保証において一定数の非常勤講師は不可欠であるが、一方で、集中講義や休日開講が多く、学生の負担となっている状況もある。今後は、専任教員の担当率の向上および授業形態の改善を図り、学生の学修環境の改善に取り組んでいく必要がある。

3 (ハ) 教育課程に関すること

本学では、「入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」の三つのポリシーに基づき、入学者選抜、教育課程の編成・実施および学修成果の評価を行っている。これらの取組については、内部質保証体制のもとで点検・評価を行い、教育の質保証および改善につなげている。

今後は、「学修成果の評価方針」および「学修成果の評価 PDCA スケジュール」に基づき、教育課程の編成・実施・評価を体系的に検証する内部質保証の仕組みを構築し、教育改善につなげていく。

1) 公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えて、入学者選抜を行っている

本学の理念、目的に則し、保健福祉学部および各学科の学生の受け入れ方針(アドミSSION・ポリシー)を定め、大学案内、学生募集要項の他、公式ホームページにより広く公表している。一般選抜（前期・後期日程）、学校推薦型選抜、総合型選抜(社会福祉学科・社会保育学科)および社会人選抜、3年次編入学試験を実施している。各入試区分の選抜方法については、学力の三要素との対応関係を入試センター会議において確認している。また、入学者選抜の実施については、「名寄市立大学入試センター規則」「名寄市立大学入試運営委員会規程」に基づき、公平性、公正性を担保して実施している。しかしながら、各選抜区分における選抜方法と主要評価項目を明示していなかったことから、アドミSSION・ポリシーの見直しが必要であると判断し、令和7(2025)年度に教授会で改定を決定した。現在は、各学科のアドミSSION・ポリシーと学力の三要素の対応および選抜方法と主要評価項目の対応を明示し、公式ホームページ等で公表している。

2) 多様な入学者を評価する選抜方法としている

IR推進室による入試データ分析を踏まえ、募集定員の見直し等、選抜方法の改善を継続的にを行っている。多様な背景を有する志願者が高等教育にアクセスできるよう、多様な評価方法による入学者選抜が求められていることから、令和7(2025)年度にその趣旨を踏まえてアドミSSION・ポリシーを改定した。また、令和8(2026)年度入学者選抜から社会福祉学科・社会保育学科で総合型選抜を導入した。さらに、令和9(2027)年度入学者選抜からは栄養学科・看護学科においても導入を決定しており、現在ワーキング・グループにおいて具体的な選抜方法を検討している。障がい等のある入学志願者に対しては、事前相談を原則として募集要項等に明記し、合理的配慮を行っている。

3) 教育課程の編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している

学則第34条および第49条に基づき、学部・学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各学科の資格等に関わる指定規則を遵守し、教育課程を編成している。しかしながら、本学の教育課程の編成・実施方針には、教育内容・方法、学修成果の評価について基本的な方針に関する記載が十分とはいえず、「『卒業認定・学位授与方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)、『入学者受け入れの方針』(アドミSSION・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(2016年中央教育審議会大学分科会大学教育部会)の趣旨を満たしていない。学修成果の評価については、「成績評価ガイドライン」および「学修成果の評価方針」

に示しているが、今後は教育課程の編成・実施方針の改定においてこれらを統合し、教育課程と学修成果との関係をより明確にする必要がある。また、本学では、教育課程全体を対象とした体系的な点検・評価の枠組みが十分に整備されていなかったことから、大学設置基準および大学評価基準、「我が国の『知の総和』向上の未来像」（中央教育審議会答申）をはじめとする高等教育施策の動向を踏まえた教育課程の点検・評価を行うことが喫緊の課題である。

4) 単位制度の趣旨に基づき、学修時間が確保されている

学年暦を運用し、各科目の授業回数を確保している。時間割編成においては、曜日による1日の開講時間数や平日開講と集中講義のバランスに偏りが生じないように調整し、学生の学修時間の確保を図っている。また、CAP 制を導入し、履修規程第3条において各年次の履修上限単位数を50単位と定めている。しかしながら、各種調査結果から、学修時間の確保には改善の余地があると判断し、「学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み」により課題を可視化・共有した。今後は、「学修成果の評価方針」および「学修成果の評価PDCAスケジュール」に基づき、学修成果の把握・分析を行い、学修時間の確保に必要な取組を実施していく。

4(二) 施設および設備に関すること

本学の施設および設備については、大学設置基準および各学科において付与する資格等の教育内容等を定める指定規則を遵守して整備している。また、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」に教育研究環境の整備の方針と実施計画を定め、ICT環境の充実に図る等、教育研究活動の実施に必要な施設設備等の改修・整備を計画的に進めている。

教室、実習室、実験室等については、近年の気温上昇への対応として冷房設備の整備を順次進めている。しかしながら、財政的制約もあり、全ての施設における整備には至っていない。研究室および事務室については、冷房設備の整備は未着手であり、クーリングシェルターの開設等により対応しているが、気候変動の影響を踏まえると教育研究環境の改善が今後の課題である。

図書館については、学則第7条の規定に基づき設置しており、「図書館利用規程」に図書館の利用等に関し必要な事項を定めている。また、蔵書構築指針に基づき教育研究に必要な資料を系統的に整備している。図書館の利用方法やサービスについては、リーフレットや図書館ホームページ等において公表している。

5(ホ) 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学則および「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」に基づき、本学には事務局、学生部、教務部、図書館および附置研究所としてコミュニティケア教育研究センターを置いている。事務局、学生部、教務部および図書館にはそれぞれ課および係を置き、教育研究および大学運営に必要な業務を担当している。また、コミュニティケア教育研究センターには事務局を置き、参事を配置している。

部局名	課名	係名
事務局	総務課	総務係、図書係
	教務課	教務係、広報入試係
	学生課	学生係、就職係
学生部	学生課	学生係、就職係
教務部	教務課	教務係
図書館		司書係

学生の厚生補導については、大学設置基準に基づき学生支援に関する組織体制を整備し、学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援等を実施している。学生部、教務部および事務局関係部署が連携し、多様な学生ニーズに対応した学生支援を行っている。

障害のある学生への支援については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に則して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定めている。同要領に基づき、障害者差別解消推進委員会を設置し、合理的配慮の提供等に関する体制を整備している。

人権侵害やハラスメントの防止および対応については、「人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン」および「人権擁護とハラスメントに関する相談・調査・問題解決手続き要綱」を定め、学生および教職員の相談に対応する体制を整備している。一方で、令和 5 (2023) 年公立大学協会「公立大学ガバナンス・コード」において示された「人権の尊重とハラスメント防止」等の観点からの制度の体系的な見直しは十分とはいえず、今後の課題である。

6（へ）卒業の認定に関する方針、教育課程の編成および実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること

本学では、保健福祉学部において学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)および学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、これらに基づき各学科および教養教育部における 3 つの方針を定めている。これらの方針については、本学学生、入学志願者および学費負担者等に対し、大学案内および履修 GUIDE 等に記載して周知するとともに、公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

また、令和 6 (2024) 年度に内部質保証の方針および学修成果の評価方針を定め、令和 7 (2025) 年度には機関別認証評価を契機として、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の改定を行い、公表した。

しかしながら、3 つのポリシーについて、内部質保証体制のもと、組織的かつ継続的に評価・検証する仕組みは十分に機能しておらず、全学的な検証および各学位プログラムにおける検証には至っていない。今後は、養成する人材像の明確化およびそれに基づく 3 つのポリシーの再定位を図るとともに、3 つのポリシーと教育課程、学修成果との関係を体系的に整理する。さらに、内部質保証の枠組みに位置づけた組織的・継続的な検証体制の整備し、教育改善につなげていく。

7（ト）教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

本学は、情報公表の方針および学修成果・教育成果の情報公表の方針を定め、刊行物への掲載、公式ホームページへの掲載等により学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 第 1 項に基づく事項、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 7 条第 2 項に基づく事項の他、教育研究活動に関する情報を公表している。

教育活動に関する情報については、学校教育法および同施行規則に基づき、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、3 つの方針について、大学案内、履修 GUIDE 等により学生および学費負担者、本学志願者等直接的関係者の他、公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

研究活動に関する情報については、大学紀要の他、社会福祉学科、社会保育学科、教職課程委員会およびコミュニティケア教育研究センターにおいて、学術論文等を掲載する刊行物を定期的

に発行している。これらは、名寄市立大学機関リポジトリにおいても公開している。また、公式ホームページ「教員総覧」において、各教員の研究成果を毎年更新して公表している。

厚生補導および学生支援に関する情報については、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）に基づく事項を設置者である名寄市が公表している。また、健康サポートセンターの活動については、「名寄市立大学健康サポートセンター年報」として一般の閲覧に供すると同時に、公式ホームページに公表している。キャリア支援・就職進路に関する情報は、「大学案内」「名寄市立大学ファクトブック」等により公表している。

社会連携および地域交流に関する情報については、コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」において公表している。

8（チ）教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

令和6（2024）年度に内部質保証の方針および学修成果の評価方針を定め、内部質保証推進委員会を中心とする内部質保証体制を整備した。「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」に定められた実施計画に基づき、内部質保証推進委員会をはじめ、各部局および学内委員会等が連携しながら、毎年度その実施状況进行评估し、次年度以降の改善計画を立案、実施している。

本学では、自己点検・評価が仕組みとして十分に機能せず、自己点検・評価報告書の作成および公表が行われていない時期があった。令和7（2025）年度の機関別認証評価の受審を契機として、自己点検・評価実施要領および自己点検・評価ルーブリックを作成し、組織的・継続的に自己点検・評価を行う仕組みを整備した。

IR推進室を設置し、教育、研究その他の大学の諸活動に関する情報を収集および分析し、本学の運営のための計画策定、政策決定を支援している。大学IRコンソーシアム調査結果の分析から年度ごとに「名寄市立大学ファクトブック」を作成し、公式ホームページに掲載している。また、入学者選抜に関して情報収集および分析を進め、IR推進室から入試センター会議への提言を行うことにより、入学者選抜方法の見直し等の改善につなげている。

教育活動については、令和6（2024）年度に学修成果の評価方針および学修成果の評価PDCAスケジュールを策定し、評価の組織体制、責任と役割、スケジュールを明確化した。教務委員会では、「名寄市立大学将来構想（ビジョン2026）」実施計画等に基づき、前年度の実施状況および総括を踏まえて課題を明確化し、年度の活動方針および活動計画を定めている。これらの計画に基づき、教務課教務係をはじめとする関係部局および学内委員会と連携して教育課程の運営を行い、年度末には実施状況进行评估・総括し、次年度に向けた課題および改善策を整理している。これらの結果は次年度委員会へ引き継ぐとともに、教授会に報告している。

研究活動については、「名寄市立大学将来構想（ビジョン2026）」において研究分野の基本方針を定め、本学紀要等に研究を含む活動報告を掲載し、広く社会に公表している。しかしながら、研究活動について点検・評価および改善を組織的・継続的に行う体制は十分に整備されておらず、現状では教員個々の取組に委ねられている。令和7（2025）年度より研究成果創出支援プロジェクトを設置し、研究成果を継続的に創出するための体制整備を進める予定である。

外部評価として、名寄市立大学条例（平成18年名寄市条例第83号）に基づき、参与会を設置している。令和7（2025）年度は2回開催し、そのうち1回は教育活動に関する外部評価として、高等教育に関する有識者から助言を受けた。また、同年度には、機関別認証評価を受審し、「適合」の判定を受けた。

9(リ) 財務に関すること

本学では、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」に基づき、後期実施計画に「名寄市立大学財務の収支計画(2023～2026)」を策定している。予算編成・執行は、「名寄市予算の編成及び執行並びに決算に関する規則」「名寄市会計規則」等に基づいて行っている。

学内の予算編成においては、市の予算編成方針に基づき、各学科および学内委員会等の要望を取りまとめ、事務局において予算案を作成している。作成された予算案は、予算を所管する部局長会議の審議を経て名寄市に提出され、市による予算査定を受けて決定される。予算執行については、「名寄市会計規則」等に基づき行われ、定期的な監査を受けている。また、予算編成、議会議決および決算等については、部局長会議での検討を経て、教授会において報告および審議している。

本学の財務状況については、学生定員数を概ね充足してきたことにより、安定的な収入の確保が図られてきた。しかしながら、近年は定員数の充足に至らない学科もみられることから、IRデータに基づく入試広報活動の強化および入学者選抜方法の改善により、学生確保に向けた対策を進めている。また、大学校舎および学生寮の老朽化に伴い修繕の必要性が高まっており、今後は管理的経費の増加が見込まれることから、計画的な修繕を進めていく必要がある。

表 過去5年間の決算状況の推移（単位：百万円）

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
収 入	学生納付金	500	491	486	489	494
	学生寮費	11	12	11	11	11
	受験料	10	10	10	7	8
	入学科	51	49	51	50	51
	北海道補助金	36	12	6	6	6
	財産収入	23	22	22	22	22
	寄附金	3	7	1	1	1
	繰入金	1,168	1,135	1,202	1,135	1,185
	諸収入	10	19	14	12	9
計		1,812	1,757	1,803	1,733	1,787

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
支 出	学校総務費	394	310	302	316	344
	学校管理費	137	148	162	162	186
	教育振興費	1,005	1,027	1,047	981	960
	図書館費	40	40	73	44	48
	コミュニティ教育研究センター費	5	4	4	5	6
	学生寮管理費	10	12	11	12	21
	公債費	221	216	204	213	222
	計	1,812	1,757	1,803	1,733	1,787

各教員の個人研究費の予算配分については、学内の予算編成に先立ち、各教員が次年度の研究計画書を作成し、学科長に提出することとなっている。学科等で取りまとめたうえで総務課に提出され、予算編成の資料として活用される。個人研究費については、各教員に裁量権が付与されており、関係規則等に基づいて執行することができる。新任教員に対しては、ガイダンスにおいて研究費の申請および執行に関する説明を行っているが、全教職員で共有するガイドライン等は整備されていない。

また、学術研究等支援特別枠およびコミュニティケア教育研究センター課題研究については、その趣旨および目的に基づき適正に配分・執行されているものの、研究成果創出を意識した戦略的な配分については今後の課題である。

10（ヌ） 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

本学では、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」に基づき、ICT 環境の充実および更新作業を計画的に実施し、ICT を活用した学修支援を行っている。

継続的な研究成果の創出のため、令和 7（2025）年度より研究成果創出支援プロジェクトを設置し、3 か年計画により研究支援体制の整備を進めることとしているが、現時点では具体的な施策の検討は十分に進んでいない。

本学では、附置研究所として、平成 28（2016）年度にコミュニティケア教育研究センターを設置し、地域課題に関する研究成果の創出を進めてきたが、設置から 10 年を迎えることから、これまでの成果について検証を行う必要がある。

教員の資質・研究力向上を図るため、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に基づき、本学における学術研究の促進および教員の資質の向上に寄与するため、本学教員が勤務場所を離れて研修に専念する制度として、「名寄市立大学国内・国外研修規程」を定めている。研修期間中における授業および学内委員会活動等の代替体制の確保が課題となっており、実際の運用は限定的であり、令和 7（2025）年度の活用はなかった。

また、本学では、教員の修士号以上の学位取得を目指して、「教員の大学院等進学促進に関する方針」を定め、大学院進学を計画的に支援している。この方針に基づく令和 7（2025）年度の大学院進学者は 0 名、大学院修了者は 1 名であった。

IV 法令適合性の保証に関する点検・評価の総括

本学は、学校教育法、大学設置基準その他の関係法令に基づき、教育研究組織、教員組織、教育課程、施設設備、大学運営体制等を整備し、教育研究活動を行っている。今回の自己点検・評価の結果、本学の教育研究活動および大学運営は、概ね法令の趣旨に適合して実施されていることを確認した。

一方で、教育研究組織の適切性の検証、3 つのポリシーに基づく教育課程の体系的な点検・評価、研究活動を支援する体制整備、教育研究環境の計画的な更新等については、改善の余地があることが明らかとなった。これらの課題について、令和 6（2024）年度に整備した内部質保証体制および内部質保証 PDCA スケジュール、学修成果の評価方針および学修成果の評価 PDCA スケジュールに基づき、組織的かつ継続的に検証を行い、改善を図っていく必要がある。

今後は、内部質保証の方針および内部質保証体制図に示した内部質保証の枠組みのもと、自己点検・評価実施要領に基づき、教育研究活動および大学運営の適切性を継続的に点検・評価するとともに、法令および高等教育施策の動向を踏まえた制度整備と運用の改善を進め、本学の教育研究活動の質の保証および向上を図っていく。